

## 建築基準法第43条第2項第1号の規定による認定基準

### (趣旨)

第1条 この基準は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第43条第2項第1号に規定する特定行政庁が認める基準（以下「認定基準」という。）について定める。

### (定義)

第2条 この認定基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるものをいう。

- (1) 道 一般の通行の用に供されている道路状空地
- (2) 申請者 法第43条第2項第1号の規定による認定の申請をする者

### (敷地と道の関係)

第3条 建築物の敷地は次のいずれかに該当する幅員4m以上の道に2m以上有効に接するものでなければならない。

- (1) 農道その他これに類する公共の用に供する道
- (2) 建築基準法施行令（昭和25年政令第388号）第144条の4第1項及び奈良市道路の位置指定に関する取扱い（解説）（平成24年12月3日奈良市都市整備部建築指導課策定）に規定する道に関する基準に適合する道。この場合において、当該道の敷地となる土地は、不動産登記法（平成16年法律第123号）第39条により分筆され、不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第99条に規定する公衆用道路として登記がされていなければならない。

第4条 次のいずれかに該当するものが建築物の敷地と道路の間に存在する場合、道路と当該部分を合わせて、第3条第1号に規定する道とみなす。この場合において、当該部分には、通行に支障がない構造で、道路に有効に接する幅員2m以上の通路が確保されなければならない。

- (1) 管理者の占用許可、承諾又は同意が得られた河川等
- (2) 地方公共団体等が管理する認定外道路等の公有地
- (3) 都市計画事業等により、道路に供するため事業者が取得した土地

### (建築物の規模等)

第5条 建築物は、次の各号のいずれにも適合するものでなければならない。

- (1) 用途が、一戸建ての住宅であること。
- (2) 延べ面積（同一敷地内に2以上の建物がある場合にあっては、その延べ面積の合計）が、200m<sup>2</sup>以下であること。
- (3) 階数が、3階以下であること。（第3条第2号の場合に限る。）

(道の関係権利者の承諾等)

第6条 申請者その他の関係者が当該道を将来にわたって通行することについて、次の各号の者の承諾を得なければならない。

- (1) 当該認定に係る道の敷地となる土地の所有者
- (2) 当該認定に係る道の敷地となる土地について権利を有する者
- (3) 第3条第2号の場合にあっては、道を認定基準に適合するよう管理する者

2 申請者は、前項各号に掲げる者の承諾書を添えて、申請しなければならない。

#### 附 則

この基準は、平成30年12月12日から施行する。